

## 北海道有料老人ホーム設置運営手続要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、北海道有料老人ホーム設置運営指導要綱（平成14年10月25日高福第389号保健福祉部長通知。以下「要綱」という。）第5に基づき、有料老人ホームの設置運営に関する手続等について定めるものとする。

## (市町村との協議)

第2条 設置予定者は、設置を予定している市町村と有料老人ホームの設置計画について、十分な協議を行った後に事前協議を行うものとする。

## (事前協議)

第3条 要綱第4の規定による事前協議は有料老人ホーム設置計画事前協議書（別記第1号様式。以下「事前協議書」という。）に別表1に掲げる関係書類を添えてしなければならない。

- 2 前項の事前協議書及び関係書類は1部提出とするが、次の書類については、別に写しを1部提出するものとする。
  - ア 事前協議書
  - イ 土地図面
  - ウ 建物図面
- 3 知事が事前協議書の提出を受けたときは、設置予定地の市町村長に対し、前項により情報提供するものとする。
- 4 知事は事前協議書及び関係書類の内容を審査した結果、当該計画が北海道有料老人ホーム設置運営指導指針（平成14年10月25日高福第389号）に定める基準に適合したと認められる場合は設置希望者に対して有料老人ホーム事前協議済書（別記第2号様式。以下「事前協議済書」という。）を交付するものとする。この場合において、事前協議書及び関係書類の内容が基準に適合していないと認められる場合は、意見を付して交付するものとする。
- 5 高齢者を対象とした入居施設等から有料老人ホームに変更して事業を開始する場合や既存建物の転用等の場合には、事前協議を省略できるものとする。

ただし、この場合は設置届に別表第1に定める書類を添付すること。

## (開発許可等の申請)

第4条 設置予定者は、第3条第4項の事前協議済書の交付を受けた後に、開発許可若しくは建築許可又は建築確認申請を行うものとする。

## (設置届等)

第5条 設置予定者が老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第

1 項の届出を行う場合は、事業開始の1月前までに、老人福祉法施行細則（昭和38年北海道規則第152号。以下「細則」という。）第19条第1項の規定により有料老人ホーム設置届（細則別記第21号様式。以下「設置届」という。）に別表2に掲げる関係書類を添付して行うものとする。

- 2 前項の設置届及び関係書類は1部提出とするが、次の書類については、別に写しを1部提出するものとする
  - ア 設置届
  - イ 入居契約書
  - ウ 管理規程
  - エ 重要事項説明書
- 3 知事が設置届の提出を受けたときは、設置予定地の市町村長に対し、前項により情報提供するものとする。
- 4 知事は、法第29条第1項の届出があったときは、届出の内容が適切であることを確認した上、設置予定者に対して有料老人ホーム設置届出済書（別記第3号様式。以下「設置届出済書」という。）を交付するものとする。この場合において、設置届及び関係書類の内容が基準に適合していないと認められる場合は、意見を付して交付するものとする。
- 5 設置者は、前項の設置届出済書を交付された後に入居者の募集を開始するものとする。

#### （事業開始届）

第6条 設置者は、有料老人ホームの運営を開始したときは、速やかに有料老人ホーム事業開始届（別記第4号様式）に次の書類を添付して知事に届出を行うものとする。

- (1) 建築基準法第7条による検査を受けたことを証する書類の写し
- (2) 消防法第17条の3の2による検査を受けたことを証する書類の写し

#### （事業変更届）

第7条 設置者が法第29条第2項の届出を行う必要のある場合は、細則第19条第2項の規定により有料老人ホーム事業変更届（細則別記第22号様式。以下「事業変更届」という。）及び当該事項の変更に係る運営懇談会の協議内容（別記第6号様式の2）にそれぞれ当該各号に定める関係書類を添付して知事に届出を行うものとする。

- (1) 施設又は設置者の名称（氏名）及び住所の変更  
登記簿謄本
- (2) 代表者又は施設管理者の氏名及び住所変更  
履歴書及び保健医療福祉の資格を有する場合は資格証の写し
- (3) 入居契約書、管理規程等の変更  
変更前と変更後の入居契約書、管理規程等
- (4) 家賃相当額、介護費用、食費、管理費等の変更  
積算根拠が確認できる書類
- (5) その他法第29条第1項に規定する事項の変更  
当該変更の考え方及び変更内容が確認できる書類

- 2 知事が事業変更届の提出を受けたときは、当該届出に係る有料老人ホームの所在地

の市町村長に対し、前項により情報提供するものとする。

(事業廃止(休止)届)

第8条 設置者が法第29条第3項の届出を行う必要がある場合は、細則第19条第3項の規定により有料老人ホーム事業廃止(休止)届(細則別記第22号様式の2。以下「事業廃止(休止)届」という。)及び廃止(休止)にあたっての入居者の措置の内容が確認できる書類を添付して知事に届出を行うものとする。

- 2 知事が事業廃止(休止)届の提出を受けたときは、当該届出に係る有料老人ホームの所在地の市町村長に対し、前項により情報提供するものとする。

(定期報告)

第9条 設置者は、毎年7月1日現在の有料老人ホームの現況について、有料老人ホーム情報開示等一覧表(別記第5号様式)に次の書類を添付して、同月末日までに知事に提出するものとする。

- (1) 重要事項説明書
- (2) 直近の事業年度の財務諸表
- (3) 運営懇談会開催状況報告書(別記第6号様式の1)
- (4) その他知事が指定する書類

附 則

(適用期日)

- 1 この要領は、平成14年10月25日から適用する。
- 2 この要領の適用の日に、既に第2, 4, 5, 6条のいずれかの届出を提出している設置予定者若しくは設置者については、当該届出に限ってのみ、従前の取扱によることができる。

附 則

(適用期日)

- 1 この要領は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この要領の適用の日に、既に第3, 5, 6条のいずれかの届出を提出している設置予定者若しくは設置者については、当該届出に限ってのみ、従前の取扱によることができる。

附 則

(適用期日)

- 1 この要領は、平成21年7月21日から適用する。

附 則

(適用期日)

- 1 この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

(適用期日)

- 1 この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

(適用期日)

- 1 この要領は、平成29年6月28日から適用する。

附 則

(適用期日)

- 1 この要領は、平成30年1月1日から適用する。

附 則

(適用期日)

- 1 この要領は、平成30年8月29日から適用する。

附 則

(適用期日)

- 1 この要領は、令和2年(2020年)4月1日から適用する。

附 則

(適用期日)

- 1 この要領は、令和3年(2021年)4月1日から適用する。